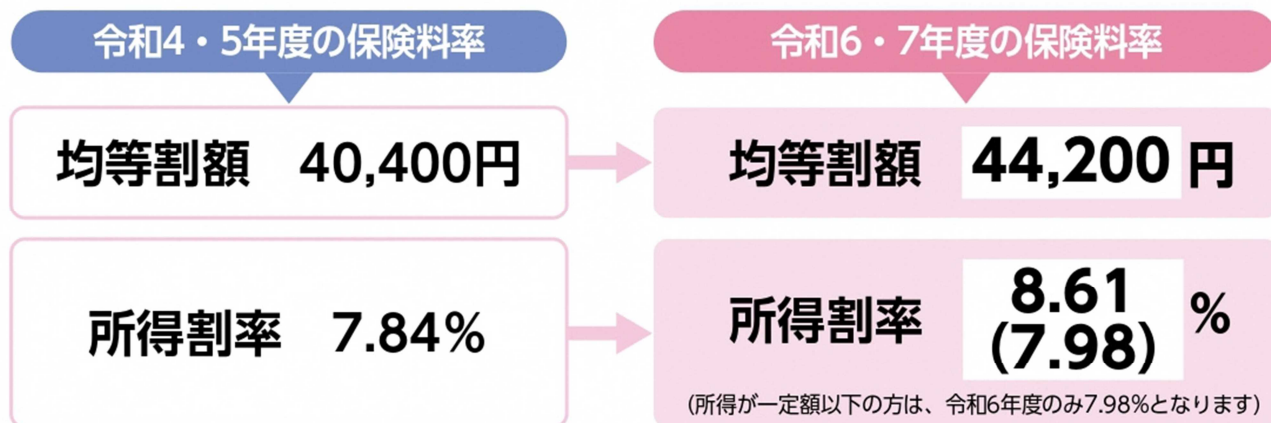


# 令和6年4月から保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。

今後、被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正により、令和6年度に保険料率の引き上げを行います。後期高齢者医療制度の持続性を高め、被保険者の皆様に安心して医療を受けていただくため、ご理解をお願いします。



## ■保険料の決まり方（年額）

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で賦課します。

令和6年度の保険料額と納付方法については、7月中旬にお住まいの市町村からお知らせします。

$$\begin{array}{l}
 \text{年間保険料額} \\
 (\text{限度額73万円})^{*1} \\
 (\text{または80万円})
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{均等割額} \\
 \text{1人当たり} \\
 \text{44,200円}^{*2}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{所得割額} \\
 (\text{前年中の総所得金額等} \\
 \text{— 基礎控除額}) \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ \text{8.61\%} \\ \text{(7.98\%)}^{*3} \end{array}
 \end{array}$$

※1 令和6年度に限度額が66万円から引き上げられます。昭和24年3月31日以前に生まれた方等は73万円、昭和24年4月1日以降に生まれた方等は80万円となります。

※2 所得状況によって、均等割額の軽減が受けられる場合があります。

※3 所得が一定額以下の場合は、令和6年度のみ7.98%となります。

## 【こちらの内容に関するお問合せ先】

新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格保険料係 電話 025-285-3222  
 新発田市役所 保険年金課 高齢者医療・年金係 電話 0254-28-9312